

平成二十一年十二月四日受領
答弁第一二二一号

内閣衆質一七三第一二二一号

平成二十一年十二月四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土に居住しているロシア系住民へのビザ発給等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土に居住しているロシア系住民へのビザ発給等に対する鳩山由紀夫

内閣の見解に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

ロシア連邦外務省は、御指摘の答弁書（平成二十一年十一月二十四日内閣衆質一七三第八二号）における御指摘の記述について、ロシア側としては「受け入れられない」旨の本年十一月二十四日付けの声明を発出した。なお、ロシア連邦外務省が「我が国に対して文書による対応を要求した」との事実はない。

三について

外交上の個別のやり取りの詳細については明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えた
い。

四について

ロシア連邦政府の見解については、政府としてお答えする立場にはない。

五について

御指摘の答弁書（平成二十一年十一月二十四日内閣衆質一七三第八二号）一及び二についてでお答えし

たとおり、政府としては、本年十一月十七日から東京で開催が予定されていたサハリン州によるプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション」という。）に関し、ロシア側は、同月十日、北方四島との経済交流に関する我が国の立場等を理由としてプレゼンテーションの延期を発表したものと認識している。

政府としては、プレゼンテーションの延期が発表される前の段階で、サハリン州行政政府の責任者との間で、北方四島住民が査証申請を行わないことにつき認識を共有しており、プレゼンテーションに参加するとの目的で、日本側が北方四島住民から査証申請を受けた事実はない。

六から八までについて

外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えた
い。